

荒尾市民病院 医療廃棄物収集運搬・処理業務委託仕様書

1. 目的

荒尾市民病院から排出される医療廃棄物の収集運搬・処理業務に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 及びその他関係法令を遵守し、適正にこれを処理することを目的とする。

2. 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年間)

3. 資格・要件等

受託者は、次の資格及び要件等を有することとする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 荒尾市に平成 28・29 年度の入札等参加資格審査申請書の提出がなされ、入札参加資格を有する者であること。入札参加届出期間中に荒尾市から指名停止処分を受けていない者であること。
- ③ 収集運搬については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条の 1 第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定、処分については、第 14 条の 1 第 6 項及び第 14 条の 4 第 6 項の規定による収集運搬・処理に関する全ての許可を受けた業者であること。
- ④ 感染性廃棄物収集運搬・処理については、本院と同等又はそれ以上の病床数の病院等の実績が過去 3 年以上あり、問題なく業務を実施していること。
- ⑤ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 条) による更生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ⑥ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 条) による再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ⑦ 荒尾市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 29 号) 第 2 条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係がある者ではないこと。
- ⑧ 関係法令に違反し、行政処分の適用を受けたことがある業者は、当該処分内容の是正後 1 年以上を経過していること。

4. 業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守して適性に廃棄物の収集運搬・処理業務を行う。なお、業務範囲については最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

5. 契約金額

- (1) 業務契約は単価契約とする。
- (2) 落札決定に当たっては、1 年間の見込数量に単価を乗じた年間金額の合計で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする (消費税及び地方消費税は除く)。見込数量については別表を参照。

6. 廃棄物の種類

委託者が排出する廃棄物は以下のとおりとする

- ①感染性廃棄物
- ②非感染性廃棄物（廃プラスチック類、廃ガラス・バイアル類、廃酸・廃油）
- ③特別管理産業廃棄物（引火性廃油）
- ④汚染物若しくはこれらが付着の恐れのあるもので①～③に該当しないもの
- ⑤上記のほか、熊本県産業廃棄物指導要綱中の取扱種別として「感染性廃棄物に準じて処理されるもの」。

7. 収集・運搬

- ①委託者から排出される廃棄物について週3回（祝祭日に関係なく月・水・金、時間その他の詳細については本院の指示に従うこと）、各部署へ回収を行うこと。
- ②廃棄物は専用容器による収集・運搬を行う。また、空容器をその都度指定の場所へ補充していくこと。専用容器は、ポリ容器（20ℓ、50ℓ）、ダンボール（20ℓ、50ℓ）とし、ポリ容器については、耐貫通性・耐水性でかつ運搬作業に耐えうる物理的強度を有する密閉容器（バイオハートマーク付き）を提供すること。ダンボールについてもバイオハートマークを付けること。
- ③専用容器については、現在使用しているスタンドに適合するものとする。また、容器を変更する際は、変更に伴うスタンドの費用は受託者の負担とする。

現在の専用容器サイズ

ポリ容器 （20ℓ・・・縦約 31cm×横 31 cm×高さ 29.5 cm）

（50ℓ・・・縦約 30cm×横 41 cm×高さ 55.5 cm）

ダンボール（20ℓ・・・縦約 28cm×横 28cm×高さ 28 cm）

（50ℓ・・・縦約 29cm×横 40 cm×高さ 45 cm） ※いずれも上部のサイズ

- ④感染防止のため、容器に入った感染性廃棄物の他の容器等への移し替えは行わないこと。
- ⑤収集を行う台車は容器の転倒を防ぐ柵があるものとする。
- ⑥受託者は、感染の予防等について標準作業書を常備し、従事者に周知のうえ、二次感染防止に努めること。
- ⑦感染の恐れのある廃棄物の処理については、平成24年5月に環境省が策定した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(<http://www.env.go.jp/recycl/misc/guideline.html>)に基づき、適正な処理の確保に努め、万全を期すこと。

8. 院内回収場所

院内回収場所および設置する容器等については委託者との打ち合わせによるものとする。

9. 処理

委託者から排出される廃棄物が適正に処理されるよう次のように行うこと。

- ①委託者から処理を委託された廃棄物は熔融または焼却による中間処理を行い、中間処理後の残渣については大部分をリサイクルしていること。また、ダイオキシン等の排ガス規制値を下回る処理施設で実施していること。
- ②処理場として環境に配慮した条件のもとで処理を行うことを基本とするため、廃棄物の

処理を行うものは優良産廃処理業者であること。

③受託者は廃棄物の積替え保管を行ってはならない。

10. マニフェスト

委託者・受託者は医療廃棄物の収集運搬及び処分につき、廃棄物の種類、数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。受託者は定められた期限内にマニフェストを送付すること。また、電子マニフェストでの対応も可能とする。

11. 事故等

受託者は委託された医療廃棄物を収集運搬から処分の完了まで法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その責任が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。

12. その他

院内回収の際は、患者に不快感を与えたり、職員の業務に支障がないよう十分配慮すること。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に発注者へ連絡をとること。業務にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。

医療廃棄物の収集運搬を行う際の専用容器代は、収集運搬費用に含まれるものとする。

医療廃棄物の年間排出見込数量

(別表)

収集運搬		処理		備考
種類	予定数量	種類	予定数量	
20ℓポリ容器	3,440 個	20ℓポリ容器	3,440 個	針等鋭利なもの
50ℓポリ容器	2,475 個	50ℓポリ容器	2,475 個	感染性のおそれのある 血液等液状・泥状物
20ℓダンボール	1,570 個	20ℓダンボール	1,570 個	感染性のおそれのある 血液・体液等付着物
50ℓダンボール	725 個	50ℓダンボール	725 個	感染性のおそれのある 血液・体液等付着物
廃酸 (ホルマリン)	12 個	廃酸 (ホルマリン)	12 個	18ℓ容器
特管廃油 (キシレン)	20 個	特管廃油 (キシレン)	20 個	20ℓ容器
廃油 (食廃油)	10 個	廃油 (食廃油)	10 個	20ℓ容器
廃プラスチック	12 回	廃プラスチック	7,500 kg	
廃ガラス	12 回	廃ガラス	1,060 kg	

(平成 29 年度実績を元に算出)